

月報

# いしのまき

平成26年7月号

**ハローワーク石巻**  
(石巻公共職業安定所)

〒986-0832 石巻市泉町4丁目1-1  
TEL 0225-95-0158  
FAX 0225-22-2442

## 一般職業紹介状況(26年5月内容)について

### ○ 有効求人倍率

有効求人倍率は1.39倍となり、前年同月比で0.08ポイント、前月比では0.12ポイント減少しました。

### ○ 求人のようす

新規求人数は2,009人で、前年同月比で6.4%減(前年同月差138人減)、前月比で18.1%減(前月差445人減)となりました。

産業別でみると、運輸業・郵便業が124人で前年同月比77.1%増(前年同月差54人増)、医療・福祉業が378人で同28.1%増(同83人増)、建設業が331人で同24.4%(同65人増)と大幅に増加となりました。

一方、生活関連サービス業・娯楽業が39人で同52.4%減(同43人減)、宿泊業・飲食サービス業が109人で同40.1%減(同73人減)、卸売業・小売業が272人で同28.4%減(同108人減)と大幅に減少し、製造業などでも減少となりました。

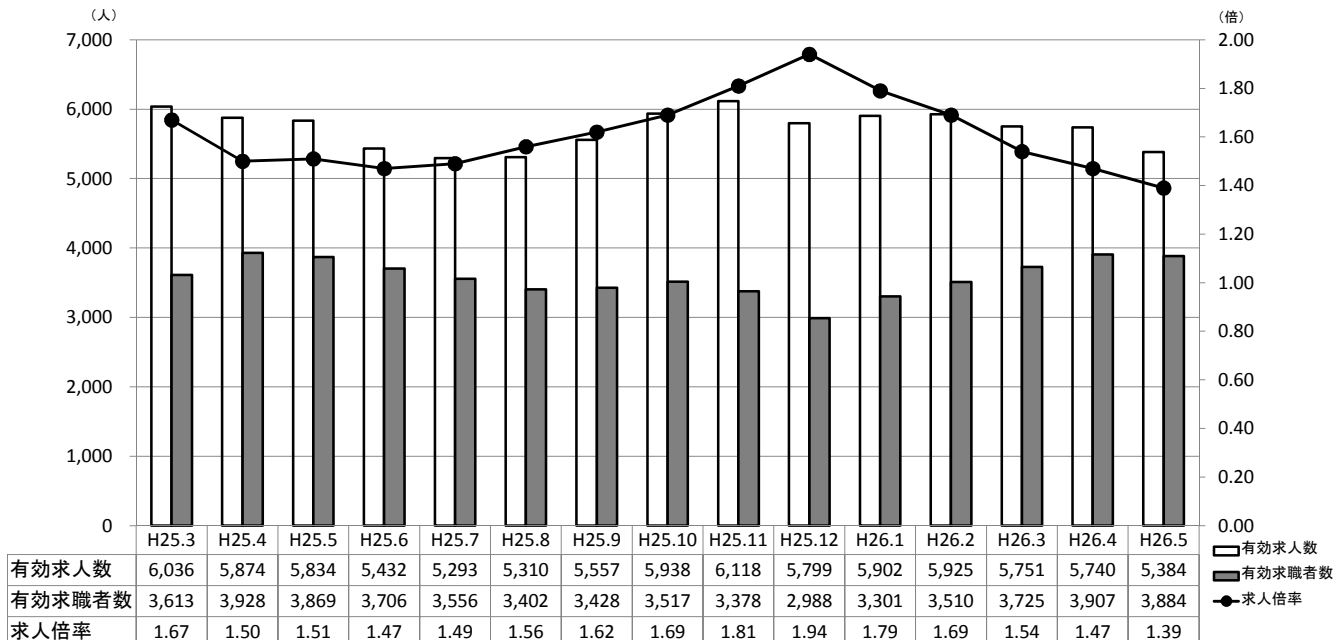
月間有効求人数は5,384人で、前年同月比で7.7%減(前年同月差450人減)、前月比で6.2%減(前月差356人減)となりました。

### ○ 求職のようす

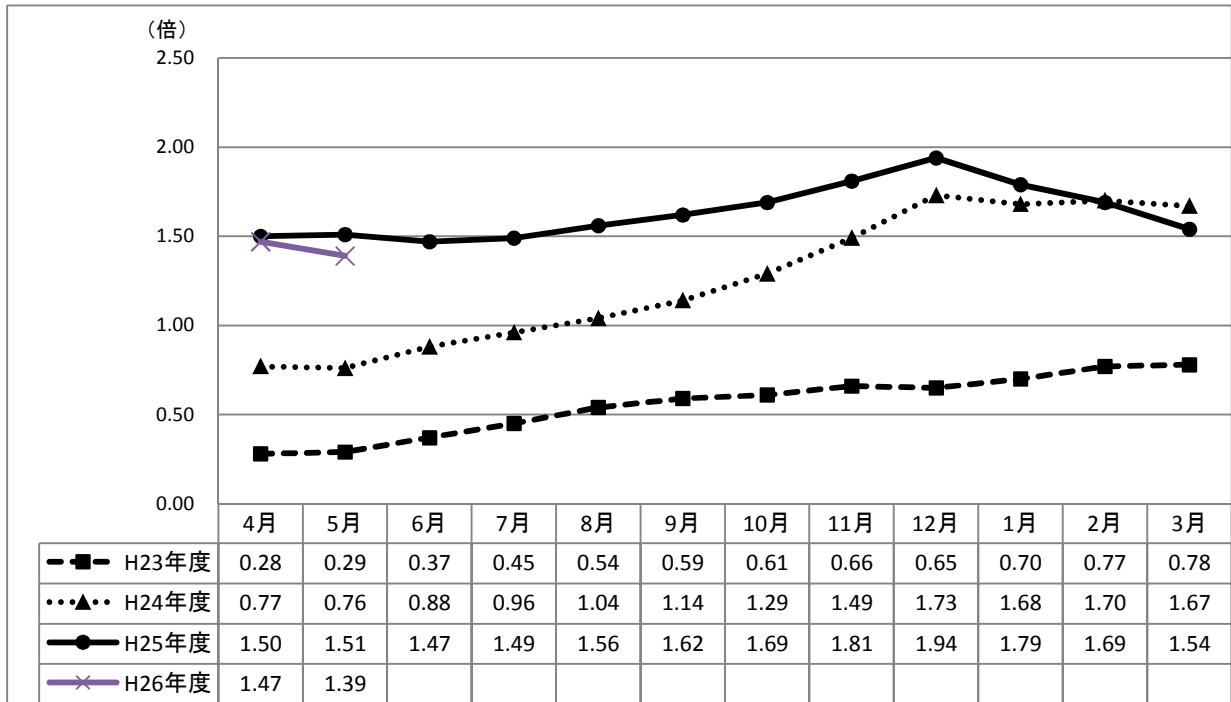
新規求職者数は988人で、前年同月比で5.7%減(前年同月差60人減)、前月比で19.4%減(前月差238人減)となりました。

有効求職者数は3,884人で、前年同月比で0.4%増(前年同月差15人増)、前月比で0.6%減(前月差23人減)となりました。

有効求職者数を年齢階層別割合でみると、44歳以下は59.4%、45歳以上54歳は18.6%、55歳以上は22.0%となっています。



### 有効求人倍率の推移(パート含む)



### 一般職業紹介状況(パート含む)

項目	計	男	女	前月比	前年同月比
新規求人数	2,009	*	*	▲ 18.1	▲ 6.4
月間有効求人数	5,384	*	*	▲ 6.2	▲ 7.7
新規求職者数	988	452	535	▲ 19.4	▲ 5.7
うち(保)	239	91	148	▲ 37.1	10.6
月間有効求職者数	3,884	1,806	2,070	▲ 0.6	0.4
うち(保)	1,409	583	824	2.6	4.3
求人倍率					
新規	2.03	*	*	0.03P	▲ 0.02P
有効	1.39	*	*	▲ 0.08P	▲ 0.12P
紹介件数	1,739	907	832	▲ 8.6	▲ 2.7
うち(保)	327	178	149	4.8	▲ 8.9
就職件数	522	244	278	▲ 10.2	▲ 12.9
うち(保)	104	52	52	8.3	▲ 9.6
新規就職率	52.8	54.0	52.0	5.4P	▲ 4.4P

※ 平成16年11月から求職申込書における「性別」欄の記載が任意となったことに伴い、男女別の合計は必ずしも一致しない。

## 障害者職業紹介状況

項目	計	身体障害者	知的障害者等	前月比	前年同月比
新規求職者数	10	2	8	▲ 68.8	▲ 44.4
新規登録者数	3	1	2	▲ 80.0	▲ 72.7
就職件数	11	3	8	▲ 15.4	57.1
月末現在有効求職者数	305	129	176	▲ 0.7	5.9

## 雇用保険取扱状況

※ 金額の単位は千円

項目		計	男	女	前月比	前年同月比
事業所関係	新規適用事業所数	25	*	*	▲ 7.4	▲ 43.2
	廃止事業所数	14	*	*	27.3	7.7
	月末現在事業所数	3,961	*	*	0.4	3.6
被保険者関係	資格取得者数	1,037	511	526	▲ 46.8	▲ 7.2
	資格喪失者数	652	373	279	▲ 59.0	▲ 13.9
	離職票交付件数	382	*	*	▲ 69.0	▲ 12.0
	月末現在被保険者数	42,830	25,442	17,388	0.9	3.3
給付金関係	受給資格決定数	325	129	196	▲ 29.8	33.7
	一般給付受給者数	899	387	512	21.0	11.5
	一般給付金額	93,947	47,372	46,575	12.3	0.1
	個別延長給付受給者数	9	8	1	▲ 25.0	▲ 90.8
	個別延長給付金額	1,335	1,286	49	▲ 6.1	▲ 89.0
	広域延長給付受給者数	0	0	0	0	0.0
	広域延長給付金額	0	0	0	0	0.0

※ 各金額は千円未満を四捨五入しているため、計で若干の誤差を生じる場合がある。

### 「石巻地域若者サポートステーション」 (厚生労働省認定事業)

厚生労働省認定事業である「地域若者サポートステーション」(愛称:「サポステ」)では、自治体、各支援機関、企業など地域のネットワークとも連携して、働くことに悩みを抱えている15歳~39歳までの若者に対して、キャリアコンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーションセミナー、模擬面接や応募書類の添削などによるステップアップ、職場見学・体験などの就労に向けた支援を行っています。

石巻市西山町6-39 カムロ第2ビル2号室(2階) TEL 0225-90-3671

# 非正規雇用労働者のキャリアアップに取り組む事業主を支援します!

## キャリアアップ助成金

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、正規雇用への転換、人材育成、処遇改善などの取組を実施した事業主に対して助成する制度です。

労働者の意欲、能力を向上させ、事業の生産性を高め、優秀な人材を確保するために、ぜひ、この助成金制度をご活用ください。

※平成26年3月1日より一部のコースの助成額などを拡充しました!

助成内容		助成額 ( ) 額は大企業の額 (短時間正社員コースは大規模事業主)
① 正規雇用等 転換コース (※1)	正規雇用等に転換または直接雇用(以下「転換等」といいます)する制度を規定し、有期契約労働者等を正規雇用等に転換等した場合に助成	①有期→正規：1人当たり40万円(30万円) ②有期→無期：1人当たり20万円(15万円) ③無期→正規：1人当たり20万円(15万円) <b>平成26年3月1日から平成28年3月31日までの間、            ①50万円(40万円)、③30万円(25万円)</b> <1年度1事業所当たり15人まで(②は10人まで)> 対象者が母子家庭の母等または父子家庭の父の場合、 1人当たり①10万円 ②5万円 ③5万円を加算 <b>平成26年3月1日から平成28年3月31日までの間に、            派遣労働者を正規雇用労働者として直接雇用する場合、            1人当たり10万円を加算</b>
② 人材育成 コース	有期契約労働者等に ●一般職業訓練(Off-JT)または ●有期実習型訓練(「ジョブ・カード」を活用したOff-JT+OJTを組み合わせた3~6か月の職業訓練)を行った場合に助成	●Off-JT《1人当たり》 賃金助成：1h当たり800円(500円) 経費助成：訓練時間数が100時間未満 10万円(7万円) 100時間以上200時間未満 20万円(15万円) 200時間以上 <b>30万円(20万円)</b> ※実費が上記を下回る場合は実費を限度 ●OJT《1人当たり》 実施助成：1h当たり700円(700円) <1年度1事業所当たりの支給限度額は500万円>
③ 処遇改善 コース	すべての有期契約労働者等の基本給の賃金テーブルを改定し、3%以上(※)増額させた場合に助成 <b>※平成26年3月1日から平成28年3月31日までの間は、2%以上</b>	1人当たり1万円(0.75万円) <1年度1事業所当たり100人まで> 「職務評価」の手法を活用した場合、 1事業所当たり10万円(7.5万円)上乘せ <b>平成26年3月1日から平成28年3月31日までの間は、            1事業所当たり20万円(15万円)上乘せ</b>
④ 健康管理 コース	有期契約労働者等を対象とする「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、延べ4人以上実施した場合に助成	1事業所当たり40万円(30万円) <1事業所当たり1回のみ>
⑤ 短時間正社員 コース (※2)	短時間正社員制度を規定し、①雇用する労働者を短時間正社員に転換し、または、②短時間正社員を新規で雇い入れた場合に助成	1人当たり20万円(15万円) <⑥の人数と合計し、1年度1事業所当たり10人まで> 対象者が母子家庭の母等または父子家庭の父の場合、 1人当たり10万円加算 <b>平成26年3月1日から平成28年3月31日までの間に、有期契約労働者等を短時間正社員に転換した場合、30万円(25万円)</b>
⑥ 短時間労働者の 週所定労働 時間延長コース	週所定労働時間25時間未満の有期契約労働者等を週所定労働時間30時間以上に延長した場合に助成	1人当たり10万円(7.5万円) <⑤の人数と合計し、1年度1事業所当たり10人まで>

※1 ・「正規雇用等」とは、「正規雇用または無期雇用」をいいます。  
 ・無期雇用への転換等は、通算雇用期間3年未満の有期契約労働者からの転換等であって、基本給の5%以上を増額した場合に限ります。  
 なお、短時間正社員に転換等した場合は対象外となります(短時間正社員コースにより助成します)。  
 ※2 主にワーク・ライフ・バランスの観点から正規雇用労働者を短時間正社員に転換するケースや、短時間労働者を短時間正社員に転換するケースなどを想定しています。

活用にあたっては、ガイドラインに沿って、「キャリアアップ管理者の配置」、  
「キャリアアップ計画の作成」が必要です。詳細は裏面をご覧ください。

# 「有期契約労働者等のキャリアアップに関するガイドライン」の主な内容

(助成制度を活用する上で、配慮するよう努めることが望ましい事項)

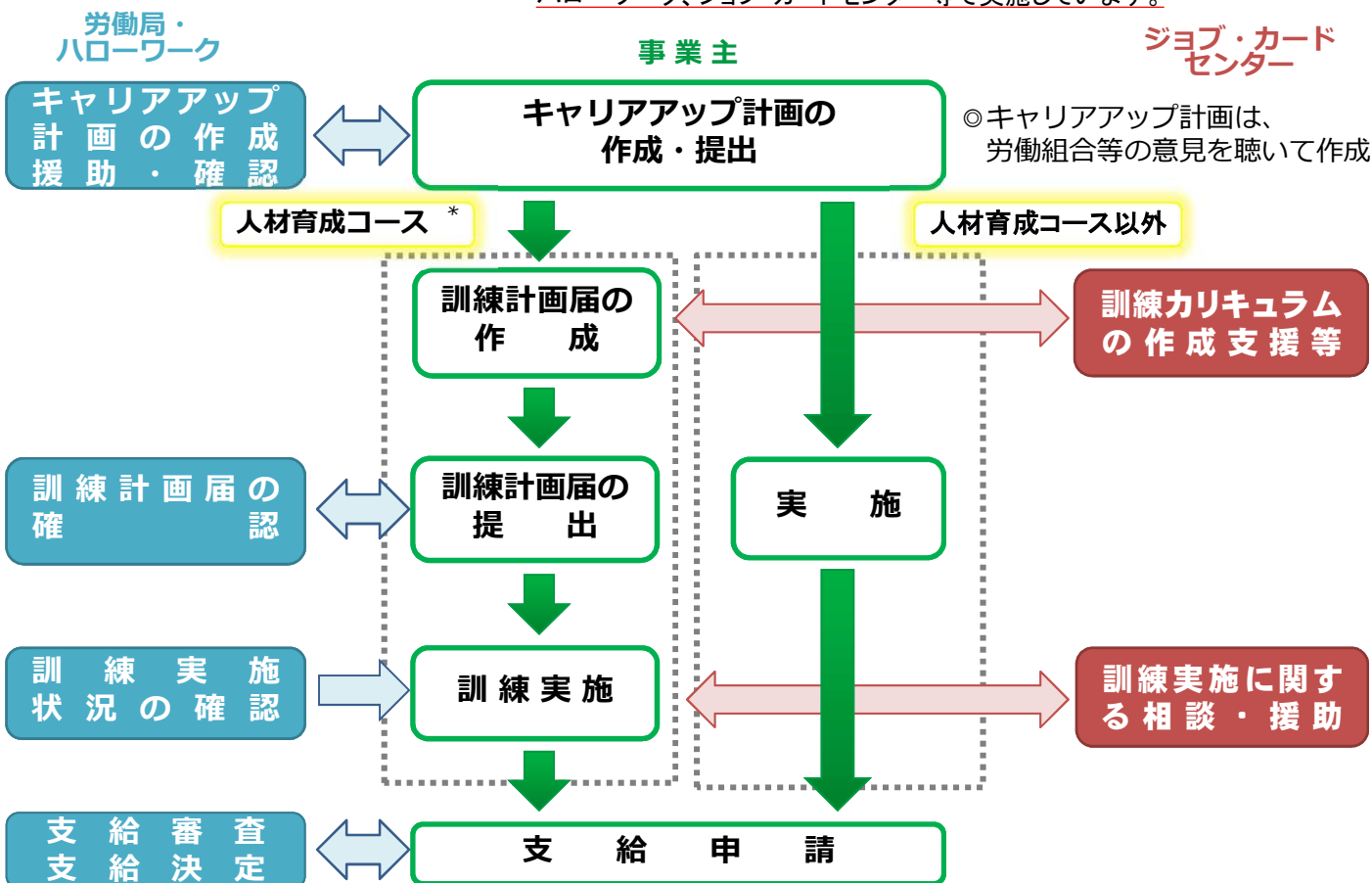
キャリアアップに向けた管理体制の整備	●有期契約労働者等のキャリアアップに取り組む人を「キャリアアップ管理者」として位置付け
計画的なキャリアアップの取り組みの推進	●キャリアアップに向けた取り組みを計画的に進めるため「キャリアアップ計画」を作成
正規雇用・無期労働契約への転換	●有期労働契約から正規雇用・無期労働契約への転換、無期労働契約から正規雇用への転換の促進、無期転換後の処遇への配慮、正規雇用転換制度の対象者の範囲・方法・評価基準などの設定への配慮
人材育成	●職業能力や希望するキャリアパスに応じた計画的な教育訓練などの実施（目標の明確化） ●若者に対するジョブ・カード制度を活用した実践的な教育訓練の実施、成長分野の事業主による積極的な教育訓練の実施
処遇改善	●職務分析・職務評価の手法、ジョブ・カードや職業能力評価基準などの活用等による職務の内容や職業能力の評価、職務の内容などを踏まえた処遇への反映
その他	●法定外健康診断の導入、短時間正社員（注）への移行など、短時間労働者の希望に応じた社会保険適用に向けた所定労働時間の拡大 （注）通常の労働者と比べ所定労働時間が一定程度短い正規雇用の労働者をいう。

これらを実施

## 企業内でのキャリアアップを促進するための包括的な助成制度 『キャリアアップ助成金』を活用！

### 受給までの流れ

(※)「有期実習型訓練」を実施する場合、訓練対象者に「ジョブ・カード」の交付が必要です。ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングおよび交付は、ハローワーク、ジョブ・カードセンター等で実施しています。



詳しくは、最寄りの都道府県労働局またはハローワークへお問い合わせください。